

熊本県歯 国保だより

5年度 **No.4** 2024.4.1 発行

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15
TEL : 096-343-0419 FAX : 096-343-0421

【現加入者数：令和6年3月1日現在】
組合員数：2,720人
被保険者数：4,294人

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

令和6年4月より、保険料が変わります！

●後期高齢者支援金

全ての被保険者
(0歳以上75歳未満)

4,900円
新

← 4,500円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

5,000円
新

← 4,700円
旧

保険料の月額

令和6年度の保険料

		月額	内訳		
種別	介護保険料		医療保険	後期高齢者支援金	介護保険
甲種組合員	あり (40歳以上)	25,900 + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,900	5,000
	なし (40歳未満)	20,900 + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,900	
乙種組合員	あり	18,400	8,500	4,900	5,000
	なし	13,400	8,500	4,900	
乙種組合員 (勤務医)	あり	21,400	11,500	4,900	5,000
	なし	16,400	11,500	4,900	
家族 (甲・乙種)	あり	13,900	4,000	4,900	5,000
	なし	8,900	4,000	4,900	

※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。
詳細は、掲載しております「保険料の減額申請について(再)」のお知らせをご覧ください。

保険料減額申請について（再）

甲種組合員の均等割保険料(16,000円)は、前年の医業収入の基準(1,500万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『令和5年分の所得税の確定申告書B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、令和6年度保険料の減額申請については、提出が4月以降になる場合は、届出の翌月より適用になります。

ご不明な点がございましたら、組合(Tel.096-343-0419)までご連絡ください。

	減額基準	均等割保険料 16,000円	申請方法
①	前年の医業収入が500万円以上1,500万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 13,500円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。
②	前年の医業収入が500万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 12,000円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。

【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「令和5年分の所得税の確定申告書B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が1,500万円未満のことで、申請される際には、必ず該当されるか否かご確認ください。よろしくお願いいたします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
 - 同一診療所に甲種組合員が2人以上いる場合（2人目以降の甲種組合員）
 - 診療所を閉院されている場合

・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

マイナ保険証について

本年12月2日から保険証は発行されなくなります！

現在お手元にある保険証は、**令和7年3月31日まで**使用可能です。

※マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。

※マイナ保険証の利用登録方法については、**同封チラシ**のご確認をお願いします。

【限度額適用認定証】

マイナ保険証をお持ちの方は、限度額区分が設定されているため**申請書の提出は不要**です。

【取得届・喪失届提出後のマイナ保険証の利用】

資格取得届・喪失届を受理するまでマイナ保険証情報が更新されませんので
ご注意ください。

※資格取得届・喪失届の受理には1週間ほどお時間をいただきますので、資格取得届・喪失届の提出はお早めをお願いします。

(喪失届を受理するまでにマイナ保険証を利用して医療機関を受診された場合は、喪失後受診となるため、後日**医療費の返還請求することがあります。**)

※保険証の情報はマイナポータルで確認できますので、最新の保険証情報であるか確認の上、医療機関を受診するようにしてください。

※4月以降に資格取得届のご連絡をいただいた分から、新様式(マイナ保険証確認の追加)へ変更になります。現在お持ちの分も9月31日まではご利用いただけます。

【オンライン資格確認】

オンライン資格確認を利用して医療機関に表示される氏名・住所は、現時点で本組合に届出されているものになります。

変更があった場合は「**氏名変更届**」、「**住所変更届**」の提出が必要です。届を受理するまで情報が更新されませんのでご注意ください。(被保険者証の番号に変更はありません。)

※申請書類はHP掲載

★マイナ保険証の氏名・住所変更

県歯会 HP>国保組合からのお知らせ

各種届出>1.氏名変更届

2.住所変更届(乙種組合員)：従業員の方のみ

※**個人番号記載住民票**と共に提出してください。

※甲種組合員の方は、県歯会への異動届提出後に変更します。県歯会へ異動届をご提出ください。



一般社団法人
熊本県歯科医師会
Kumamoto Dental Association

E-system > 口腔保健センター > 国保組合について >
熊本歯科衛生士専門学院について >

会員専用

本会について | 歯科医院検索 | 休日当番医 | イベント案内 | 歯の豆知識

ホーム > 国保組合からのお知らせ

国保組合からのお知らせ

KOKUHO

【新着情報】

- ▶ [2024.2.1]
国保だよりに「医療費通知」を同封して発送しました。

国保組合・各種申請書類一覧

※資格取得届・資格喪失届は、本組合にご連絡いただいてから郵送します。

資格取得：加入人数をご連絡ください。(マイナンバー入り住民票をご準備ください。)

資格喪失：喪失日と喪失者をご連絡ください。

事業内容	No.	届出・申請書	PDF	Word
各種届出	1	氏名変更届 添付書類：個人番号記載住民票	ダウンロード	ダウンロード
	2	住所変更届(乙種組合員) 添付書類：個人番号記載住民票	ダウンロード	ダウンロード
	3	住所変更届(後期高齢組合員)	ダウンロード	ダウンロード
	4	再交付 高齢受給者証<甲種>	ダウンロード	ダウンロード

『医療費通知』（令和5年11月～令和5年12月診療分）の送付

令和5年11月～令和5年12月に医療機関へ通院された方には、医療費通知（別添のハガキ）を送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

家族の加入について

- ・ 同一世帯から離れた場合は資格が喪失されます。速やかに手続きをお願いします。
- ・ オンライン資格確認の義務化に伴い、住所の管理が厳格化しています。
- ・ 4月は進学・就職のため喪失する必要がある方が多くなります。家族の手続き忘れが無いよう再度、ご確認をお願いします。

家族が加入するときは下記の加入要件を満たした方のみ加入できます。

【加入要件】

① 組合員と住民票上同一世帯に属する方

修学等で組合員と住民票が違う場合は「第116条該当届」を提出すると世帯が別であっても家族として加入ができます。

※家族の入学や卒業に関する書類の提出について

★学業のため県内外の学校に入学し、住民票を移す場合

⇒国民健康保険法第116条該当届＋在学証明書

★学校を卒業し家族と同一世帯に戻る場合

⇒国民健康保険法第116条非該当届＋組合員と同一世帯の住民票

※申請書類はHP掲載

② 健康保険、共済組合、他の国保組合等に加入していない方

③ 75歳未満の方

加入・喪失のご連絡は 14 日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失（退職等）された時点で、被保険者証は使用できません。

（過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。）

保険料は毎月 10 日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月 5 日頃には異動処理を一旦締め切り、5 日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。（領収書の異動に係る調整の欄参照）なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入** の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失** の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

【適用除外承認申請書の提出について】

※事実の発生した日から、**14日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。申請が遅れたために受理されなかった場合は、社会保険加入となりますのでご注意ください。

手続きが遅れたために年金事務所に加入を認められず、本組合を遡及して喪失しなければならない事例が増えています。その間に保険証を使用されている場合は喪失後受診となるため、医療費を請求させていただきます。

取得・喪失（入職・退職）の予定が決まっている場合は、事前に組合へご連絡いただきますようご協力をお願いします。

令和 6 年度 『組合事業内容』 の送付

令和 6 年度の組合事業内容（別添の A 3 サイズ）を 1 枚同封しております。お目通しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

こんな時どうするの？

歯科医療機関に就職した【14日以内】

- ・加入用紙と住民票の原本（3ヵ月以内発行・個人番号入り）を郵送。（※加入届は組合から送付）

歯科医療機関を退職した【14日以内】

- ・14日以内に喪失届と保険証を郵送。（※喪失届は組合から送付）

転居した【14日以内】

- ・住民票を異動した場合、住所変更届と住民票を郵送。（※申請書はHP）

氏名が変わった【14日以内】

- ・氏名変更届と住民票および保険証を郵送してください。（※申請書はHP）

家族が加入・子どもが生まれた【14日以内】

- ・住民票（全世帯）と加入届を郵送。（※加入届は組合から送付）

加入者が死亡した【14日以内】

- ・保険証と一緒に喪失届を郵送。
- ・加入者本人の場合は葬祭費あり。死亡診断書と一緒に郵送。（※必要書類は組合から送付）

子どもが就学で引っ越し場合【14日以内】

- ・第116条の届出を在学証明書と一緒に郵送。（住民票が変わらない場合は必要ありません）（※申請書はHP）

保険証を持たず診察（治療）を受けた【2年以内】

- ・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と診療報酬明細書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請書はHP）

治療のため装具を購入した【2年以内】

- ・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と装具装着証明書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請書はHP）

治療費が高額になった【2年以内】

- ・支払金の一部を返金（所得により返金額変動）。高額療養費の対象になる場合は、組合から申請書を送付。※領収書が必要。（※組合から送付）

治療費が高額になる【該当月のみ】

- ・限度額適用認定証を発行すると、窓口での負担金が軽減される。マイナ保険証保有者は申請不要。（※申請書はHP）

入院したら【2年以内】

- ・傷病手当金が支給。組合に問合せ。（※組合から送付）

国指定の難病と診断されたら【当該年のみ】

- ・特定疾病療養受療証を発行。（※組合から送付）

子どもが生まれ「出産一時金」を請求【2年以内】

- ・50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関は48万8千円）。差額が出る場合、出産育児一時金支給申請書と領収書・代理契約（写し可）に関する文書を本組合に郵送。（※申請書はHP）

産前産後の保険料減免【6か月前から届出可】

- ・母子手帳の写しと届出書一緒に郵送（※届出書は組合から送付）

各種ワクチン接種補助【年度内】

- ・B型肝炎ワクチン接種・インフルエンザワクチン接種・帯状疱疹ワクチン接種補助申請書と領収書を郵送。（領収書には接種者名・ワクチン名の明記が必須）（※申請書はHP）

健康診断補助（歯主催のみ）【年度内】

- ・乙種組合員本人が受診した場合は申請書を郵送。
- ・甲種組合員配偶者（40歳未満）も申請書を郵送。（40歳以上の甲種組合員配偶者は不要）
- ・健診会場にて追加項目分を支払った場合に半額が補助。追加項目申請書と領収書を郵送。（※申請書はHP）